

2021年度

第1回愛知県障害者施策審議会

会議録

2021年7月28日(水)

愛知県障害者施策審議会

2021年度 第1回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

2021年7月28日（水） 午前10時から午前11時30分まで

2 場所

愛知県庁本庁舎6階 正庁

3 出席者

岩田委員、植田委員、江崎委員、榎本委員、柏倉委員【議事より出席】、糟谷委員、
亀沖委員、佐藤委員、重松委員、鈴木委員、高橋（傳）委員、高橋（美）委員、辻委員、
徳田委員、永田委員（会長）、古家委員、水野委員

（事務局）

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 坂上担当課長

少し遅くなりましたが、ただいまから2021年度第1回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。私は、障害福祉課担当課長の坂上と申します。議事に入るまで、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、岡本福祉局長から御挨拶申し上げます。

5 局長挨拶

岡本福祉局長

皆さん、おはようございます。愛知県福祉局長の岡本でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、「2021年度第1回愛知県障害者施策審議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の障害者施策の推進に、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

さて、今年度第1回の審議会でございますが、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web会議による開催とさせていただきました。

本日は、次第でございますように、議題が2件と報告事項が2件ございます。議題のうち、愛知県障害者差別解消推進条例の見直しに関しましては、改正障害者差別解消法が去る6月4日に公布されたところで

す。現在、国の障害者政策委員会に依拠して、法に基づく基本方針の改定作業が行われておりますので、その動向を注視しながら、本県条例についても見直しの検討を行って参ります。つきましては、本日、皆様に条例見直しについて、ワーキンググループの設置を御承認いただきまして、見直しの検討を進めて参りたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜り、有意義な会議としていただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

6 定足数確認

障害福祉課 坂上担当課長

では、議事に入る前に、事務局より若干ご連絡申し上げます。まず、定足数の確認でございます。

本日は委員数19名のうち、過半数以上の現在16名が出席されておりますので、障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により、当審議会は有効に成立しております。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 坂上担当課長

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び、本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。7月14日水曜日から、県のホームページで審議会の開催のお知らせをしており、本日の傍聴者は1名いらっしゃいますので、ご報告いたします。

傍聴の方に申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

8 資料確認等

障害福祉課 坂上担当課長

次に、事前に皆様にお送りしております本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、A4版で、本日の次第、出席者名簿、愛知県障害者施策審議会条例、そして運営要領でございます。続いて、資料1A3の7枚もの、資料2A3の11枚、資料3A3で2枚、そして資料4がA3の1枚でございます。よろしいでしょうか。

9 Web会議に伴うお願い

障害福祉課 坂上担当課長

それでは進行させていただきます。

本会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議による開催としております。スムーズな会議進行のために、ご発言につきましては、事前にお配りしている「Web会議によるリモート開催にお

ける発言方法について」をお守りいただくようお願いいたします。

また、本日は手話通訳者の方にご協力をいただきながら進行して参りますので、各委員におかれましては、御発言にあたり、ゆっくりと大きな声で、お名前とご所属を言っていただいでから御発言いただきますようお願いいたします。

10 新委員の紹介

障害福祉課 坂上担当課長

本日ご出席の皆様のご紹介は、時間の都合により、出席者名簿の配布により代えさせていただきます。

なお、子浮委員、松浦委員につきましては、所用により欠席とのご連絡をいただいております。あと、柏倉委員が現在繋がっておりませんが、後程、繋がる予定となっております。

それでは、この後の進行につきましては、永田会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

11 会長挨拶

永田会長

着座にて失礼をさせていただきます。

本日はお忙しい中、愛知県障害者施策審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。今年度も引き続き会長の役を取らせていただきます永田です。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

さて本日は、先程、福祉局長の挨拶にありました通り、議題が2件、報告事項が2件ございます。今後の県の施策を進めるにあたり重要な案件となっておりますので、活発なご議論をよろしくお願いいたします。

なお、前年度の審議会に引き続き、Web開催となっております。マスクでの発言の場合には、聞き辛い場合がありますので、できるだけ大きな声でご発言いただき、円滑に会議を進められるようご協力をお願いいたします。限られた時間ではありますが、積極的にまた要点を絞っての御発言をお願いしたいと存じ上げます。

特に、議題2の「愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて」は、先月6月に障害者差別解消法の一部改正法が公布されたところであり、県条例についても見直し検討を進める予定ですので、御遠慮なく、御質問や御意見を述べていただきまして、審議が充実したものになりますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

12 議事録署名者指名

永田会長

それでは、運営要領の第2条第5項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。今回、まだお見えになっておりませんが、柏倉委員と糟谷委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

1 3 事務連絡

永田会長

では、次第に沿って議事を進めて参りますが、本日の会議の終了時刻は午前 11 時 30 分を予定しております。ご協力をよろしくお願いいたします。

1 4 議題 第 5 期愛知県障害福祉計画の進捗状況について

永田会長

それでは、議題の 1 番目。第 5 期愛知県障害福祉計画の進捗状況について審議いたします。それでは、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

障害福祉課地域生活支援グループ 加藤課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの加藤と申します。

議題 (1) の第 5 期愛知県障害福祉計画の進捗状況について説明いたします。資料 1 をご覧ください。

なお、各事業を所管するグループが入れ替わりで説明させていただきますのでご了承ください。では、資料 1 の 1 ページをご覧ください。

障害福祉計画の 5 つの成果目標のうち、1 つ目の成果目標、福祉施設入所者の地域生活への移行です。

第 5 期障害福祉計画は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間を計画期間としており、今回のご報告は、令和 2 年度末の状況ですので、計画期間の最終実績となります。

成果目標の①ですが、地域生活移行者数を 177 人とする目標に対し、実績は 89 人。達成率は 50.3% と目標を大きく下回っています。

成果目標②ですが、施設入所者削減数を 77 人とする目標に対し、実績は 131 人と、こちらは目標を達成しております。

続いて資料の右側へ参りまして、中ほどの評価と分析の欄をご覧ください。地域移行が進まない要因でございますが、①本県は施設入所者数が少ないこと。②現在入所させている方は、高齢化・障害の重度化が進んだ方が多いことなどが挙げられます。

このため、その下の今後の取組方針の欄でございますが、地域移行を希望する方について、ケース会議を行う際に、希望に応じて専門アドバイザーを派遣する他、地域生活体験モデル事業を実施して、グループホームを活用した宿泊体験等を実施して参ります。

資料 1 の 1 ページの説明は以上となります。

医務課こころの健康推進室 鈴木室長補佐

こころの健康推進室精神保健グループの鈴木です。よろしくお願いいたします。

それでは 2 ページ、(2) の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、4 つの成果目標と、その実績を簡潔にご説明いたします。

1 つ目は、すべての障害保健福祉圏域毎に保健医療、福祉関係者による協議の場を設置するもので、目標を達成しております。

2 つ目は、すべての市町村ごとに、この協議の場を設置するもので、目標値は、全 54 市町村設置のとお

る、実績は44市町村設置であり、目標の達成には、及びませんでした。今後の取り組み方針に示しました通り、未設置市町村に対しては、引き続き圏域ごとの協議の場等において設置を働きかけて参ります。

3つ目は、長期入院患者数の減少です。65歳以上患者数・65歳未満患者数ともに目標値には及びませんでした。平成29年度、第5期計画策定年度からは減少しております。今後の取り組み方針に示しました通り、医療と福祉の連携などを図りつつ、地域移行などを一層促進して参ります。

4つ目の精神病床の早期退院率について、国立精神神経医療研究センターからは近日、関連数値を公表する予定と伺っております。また改めてお示しできればと思っております。簡単ではございますが、以上となります。

障害福祉課 加藤課長補佐

再び、障害福祉課地域生活支援グループの加藤から申し上げます。続きまして、3ページ、3つ目の成果目標の地域生活支援拠点等の整備について説明をいたします。

地域生活支援拠点は、第5期障害福祉計画では、令和2年度末までに各市町村または障害保健福祉圏域に少なくとも1つ整備するとの目標を掲げておりましたが、実績は46市町村、達成率85.2%にとどまりました。

資料右側の評価と分析欄にあります通り、未整備の市町村では、コロナの影響により、協議に遅れが生じた等の状況もございますが、早期の実施に向けて、現在調整が進められています。

その下の今後の取組方針欄にあります通り、地域アドバイザーと連携し圏域会議等を通じて、市町村の取り組み状況を把握しながら、早期に整備が完了するよう、市町村に働きかけて参ります。

続きまして4ページ。4つ目の成果目標の福祉施設から一般就労への移行について説明いたします。成果目標①から④まで4つの成果目標を掲げておりますが、資料の右側の現状欄をご覧ください。成果目標①は年々増加傾向でしたが、昨年度はコロナによる雇用情勢等の悪化の影響からか実績が1163人と、令和元年度の1367人を大きく下回り、達成率81.8%となっています。また、成果目標③についても、令和元年度を下回り、目標未達成となっています。その下の今後の取組方針欄でございますが、福祉施設を対象とした、一般就労相談窓口を今年7月より開設した他、各種研修や事業者指導を通じ、事業者の質の向上を図って参ります。説明は以上となります。

障害福祉課 木村室長補佐

続きまして、障害者重症心身障害児者支援グループの木村でございます。5ページをご覧ください。障害福祉支援の提供体制の整備等でございます。成果目標①の児童発達支援センター、成果目標②の保育所等訪問支援、まずこの2点でございますが、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、それぞれ、県全体で、現在25市町と、36市町となっております。それぞれ4ヶ所、6ヶ所、前年度末から増えておりますが、まだ目標としては未達成というような状況となっております。

また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場ということでございますが、こちらの方はかなり進んでおりますが、54市町村中4市町村で現在まだ設置できていないということです。これについては、今年度中には設置予定だと伺っております。右の方、今後の取組方針にありますように、圏域会議や市町村の自立支援協議会等を通じまして市町村における取組状況を把握しながら、市町村に働きかけていきたいと考えております。以上です。

障害福祉課 加藤課長補佐

続きまして障害福祉課地域生活支援グループの加藤よりご説明申し上げます。

6ページ障害福祉サービス見込量に対する利用実績について、説明いたします。令和2年度のサービス見込量と利用実績ですが、就労移行支援、就労継続支援B型、グループホーム、計画相談、資料右側にまいりまして、児童発達支援、放課後等デイサービスなどで見込量を上回っています。

なお、それぞれ令和元年度と比較しますと、ほとんどのサービスで増加しており、コロナによる利用控えなどの影響は、限定的だったのではないかと考えています。

次の7ページは、圏域別のサービス見込量と実績となっておりますので、後程御確認いただければと思います。以上で、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

永田会長

ありがとうございました。それでは、第5期愛知県障害福祉計画の進捗状況について、事務局からご報告いただきましたが、ご意見やご質問があれば、マイクをオンにしてご発言をお願いいたします。

江崎委員

愛家連の江崎です。私ども愛知県精神障害者家族会連合会 愛家連といたしましては、2ページの精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、発言させていただきたいと思います。このケアシステムの構築で、目標の②、54市町村の内44市町村が協議の場を設置しているという報告で、かなり進捗が進んでいるということは歓迎いたします。

そして、この中で、保健、医療、福祉関係者による、協議の場を設置しているということですが、やはり当事者の声も聞いていただきたいと思います。私どもは、8月28日に、愛知県こころの健康推進室に講師をお願いして、地域家族会の会長等を集めて研修会を行いまして、このような協議の場で声を出していきたいと思いますので、各市町で私どもの協議の場があったら、促進していただきたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

永田会長

御意見ありがとうございました。当事者の声も含めて市町村との連携の場をと言うことでしたが、事務局から何かございますか。

医務課こころの健康推進室 鈴木室長補佐

こころの健康推進室精神保健グループの鈴木と申します。市町村の協議の場に関しましては、また圏域毎の協議の場などで、引き続き未設置市町村に対して働きかけてまいりますと、お話いただきましたが、あわせて、当事者の方やご家族の方も積極的に参加していただけるような、ご案内をして参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

江崎委員

ありがとうございました。

永田会長

ありがとうございました。それでは積極的に進めていただければと思います。先ほど辻委員からお手が挙がっていたかと思います。よろしく願いいたします。

辻委員

愛知障害フォーラムの辻です。私の方から2点あります。

まず1 ページ目の評価と分析の2つ目の丸のところですけども、地域移行について、ニーズ調査をされたというところで、承諾があった74名のうち、45名については、再度確認したところ、16人が、このまま施設にいたいとか、9人がわからないということで、地域移行したいという言葉や気持ちが揺れ動いているというように分析をされています。やはり施設から出たいという思いがありながら、様々な不安があると思います。この辺りについて、もしわかる範囲内で、不安というか、この気持ちが揺れ動いた原因というのはどういうものがあったのか、わかれば教えてください。

その下、今後の取り組み方針のところですが、丸4つ目のところです。地域移行後の経済的自立支援のため、企業や団体等からも働いて、障害者の工賃向上に取り組むということになってはいますが、この経済的自立支援の中には、様々な障害基礎年金や福祉手当も入るかと思います。当団体で意見が上がっているのが、近年、障害者手当の廃止に向かっている自治体があると聞いております。

例えば瀬戸市では障害者手当の廃止や北名古屋市ではタクシーチケットの減少、また江南市でも、今後障害者手当が減額されるという予定を聞いておりますが、愛知県で各市町村の障害者手当や、様々な給付の減額や見直しの動きがあることについて把握をされているか、お聞きしたいと思います。

永田会長

今2点ご質問いただいたかと思います。まず1点目事務局の方から御回答いただきたいと思います。意向調査を実施した時に揺れ動くということが評価分析にあったけれど、もう少し、気持ちが揺れ動く状況について、詳しい状況がわかっているならば、教えていただきたいということでしたが、事務局からの回答をお願いしてもよろしいでしょうか。

障害福祉課 加藤課長補佐

地域生活支援グループの加藤です。

辻委員の1点目のご質問に対して、回答をさせていただきます。前回ニーズ調査をさせていただいた後、継続調査ということで2回程調査をさせていただいております。その時にご本人様からその気持ちが揺れ動く理由ということで幾人かいただいております。そのひとつが、まずは家族のことを考えるとこのまま施設の方がいいのではないかと思う気持ちがあるといったもの。もう一つは、移行先のグループホームで、私のような重度の障害のある方のバリアフリーや人的な面が大丈夫だろうかといったような不安があるとお伺いしております。以上でございます。

永田会長

はい、ありがとうございました。不安や解消に向けてどういった取り組みができるかというところがとても大きなことのように思います。

それから、2点目の質問もあります。今後の取り組み方針の4つ目のところ、経済的な地域で障害者手当の廃止の動きが県内の自治体で起こっているようだが、県として把握できているかどうか、また、その取り

組みについてのご質問だったかと思えます。事務局の方からよろしく願ひいたします。

障害福祉課 坂上担当課長

事務局の坂上です。

市町村独自の瀬戸市の手当や北名古屋でタクシーチケットを削減するというような話は、関係団体等からお話がありまして、情報として把握はしておりました。県といたしましてもできるだけ福祉が後退しないようにとは思っております。県独自の在宅重度障害者手当などは、県でも維持していく方向で考えておりますけれども、市町村については、議会で決められたことだと思えますので、難しいということだとは承知しております。今後もできるだけ関係市町村に対して様々な面で働きかけを進めて参りたいと思えます。

永田会長

大事なご指摘だったかと思えます。今のメッセージにも繋がる部分だと思えますので、県の方からも状況を把握いただき、対応をお願いできればと思っております。ただ市町村のことですので今ご説明があったように、なかなか県の働きかけだけでは難しいところもあるかと思えますが、状況を把握しながら必要な対応を取っていただければと思えます。よろしく願ひいたします。他ご意見いかがでしょうか。

辻委員

回答ありがとうございます。先ほどのニーズ調査の部分については、施設から地域に出るといふ不安を解消するには、先ほど江崎委員から話がありましたように、やはり地域で出ている障害当事者の方にどれだけ寄り添えるかだと思えます。そういう機会をぜひ作っていただきたいと思えました。

また先ほどの手当の削減については、ぜひ愛知県から市町村へこういう削減については、障害者の地域生活に関わる重大な課題であるので、できるだけ削減という動きがないようにといふこと、例えば、この審議会からでも、意見があったといふことを、各市町村へ出していただくといふことを提案したいと思えます。

永田会長

貴重な意見ありがとうございます。これにつきましては引き続き検討をしながら進めて参りたいと思えます。ありがとうございます。それでは他の委員いかがでしょうか。よろしく願ひいたします。

亀沖委員

愛家連から推薦の亀沖と申します。

2 ページ目の右下の今後の取り組み方針というところで、ピアサポーター活用による地域移行等を推進するため、ピアサポーターを養成する研修を実施するとあります。ピアサポーター自身を今後継続して養成することはもちろんですけれども、同時進行でピアサポーター支援者も養成する必要があるかと私は考えております。厚生労働省の資料にもありますけれども、せつかくピアサポーター養成研修を終えて、やる気に満ちたピアサポーターを生かすためにはまず事業所職員等によるピアサポーターを生かす文化や仕組み、つまり環境設定が重要であるといふことが確認されております。私自身も愛知県のピアサポーター養成研修を終えて、ピアサポーターとして現在登録しているものの、残念ながらこれまで愛知県ピアサポーター事業の活動の場を与えられてない状況です。一方で、名古屋市ピアサポーター事業にも、かかわらせていただ

いておりますが、この中では、リモートにて、ピアサポーターとしての活動の場が定期的で開催されております。

ぜひ、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していく中で、ピアサポーターの活用を積極的に行うためにも、ピアサポーター支援者の養成も同時並行で、進行していければと思っております。以上となります。

永田会長

ありがとうございました。1 ページ目、今後の取り組み方針でピアサポーターの養成とあるけれども、積極的に活動するためには、この支援者の養成が重要だという貴重なご意見だったかと思えます。事務局の方から今後の取り組みについて何かありますでしょうか。

医務課こころの健康推進室 鈴木室長補佐

こころの健康推進室精神保健グループの鈴木と申します。

ピアサポーター研修に参加していただいたということで誠にありがとうございます。ピアサポーター活動を委託している精神保健福祉士協会とも意見交換をして、活動の充実には努めて参りたいと思っております。特に前年度は、コロナということもあって、医療機関に訪問してピアサポーター活動をするということができませんでした。今年度は、例えば医療機関で動画上映するといったような活動ができればと思っております。よろしく申し上げます。

永田会長

ありがとうございました。コロナの状況ではありますが、できる活動の幅を広げていただきながら、ピアサポーターが力を発揮できるように、委託を進めていただければと思えます。それでは、他にいかがでしょうか。

佐藤委員

愛知県自閉症協会つぼみの会の佐藤からお願いいたします。

2つお願いがあります。1つは1 ページ目の、福祉施設入所者の地域生活への移行です。評価と分析のところで、地域移行が進まない要因として、高齢化障害の重度化が進んだことが多いとありますが、自閉症の方で長い間入所施設にいらっしゃる方は、急に環境を変えたりすると、かえって状況が悪くなる方もいらっしゃいますし、また言葉のない方や代弁をする親ももういなくなって、なかなか本人の意思が読めないということもありますので、そういう方の地域移行については慎重にお願いしたいと思っております。

2点目は、5 ページ、障害児支援です。児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置するというところで、とてもありがたいことですが、まだ少し未達成のところが多いかと思えます。

発達障害の子供は、早い時期に発見して療育することでその後の状態が良くなるということがわかっておりますので、できる限り安定したものに繋がられるよう進めていただきたいと思います。

あと、地域格差がとても大きいということで、会員さんの中でも、なかなか放課後等デイサービスが近くになくて使えないという方もいらっしゃると思えますので、どこにいても、同じように、格差のないように支援していただければと思っております。ありがとうございます。

永田会長

ありがとうございます。2点ご意見いただいたかと思えます。

1点は地域移行に関する強度行動障害等の方については、十分状況を整えて慎重に説明して欲しいというご意見だったかと思えます。こちらが地域移行を進めていく上で、やはりハードが必要な部分をきちんと配慮して、その方向に持っていけるようにすることかと思えますが、事務局の方で、今のご意見に対してこういったことが今行われていると、取り組みがありましたらご紹介いただければと思います。いかがでしょうか。

障害福祉課 加藤課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの加藤です。

ご意見ありがとうございます。1点目のご質問ですけれども、現在、愛知県では、地域移行の実態調査をさせていただいております。施設からグループホームページへ実際に移行された方々がどのようなご意向があり、どのような支援を受け、どのようにグループホームで安定した生活を得るためにどういった支援をしているかといったようなことを調査させていただいているところです。地域移行に関しましては、ご本人の意向を尊重しながら、丁寧に進めて参りたいと思っております。また、意思の表示が難しい方に関しましては様々な体験事業等を捉えて、周りの方々、ご本人、ご家族、すべての方が納得した状態で、安全に移行できるように進めて参りたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

佐藤委員

ありがとうございます。親といたしましては、自分たちがなくなっても、子供たちが人間らしく生きて欲しいと思っていますのでよろしく願いいたします。

永田会長

それでは2点目の方にまいりたいと思えます。

5ページ目の児童発達支援センターの地域格差がまだ大きい状況の中で、できるだけ地域の中で支援ができるように整えてほしいといったようなご意見だったかと思えます。これについて事務局から何かありますでしょうか。

障害福祉課 木村室長補佐

障害福祉課重症心身障害児者支援グループの木村でございます。ご意見ありがとうございます。

お話いただいた通り、発達障害の方々に対する早期発見の有効性、確かに言われている通りかと思えます。児童発達支援センターや、放課後等デイサービスが近くになかなかないというご意見もその通りだと思います。地域格差がなくなるように、市町村の現状を把握しながら、声掛けをしていきたいと考えております。以上です。

永田会長

ありがとうございます。それでは、高橋委員も手を挙がっていたように思います。よろしく願いいたします。

高橋委員

愛重連の高橋です。

6 ページ目のサービスの見込み量のところで、グループホーム、生活介護が増えているという話だいた思いますが、グループホームは岡崎でもかなり増えています。ただ、やはり株式会社で運営されているホームの場合、この前も、自立支援協議会で説明がありましたが、営業の方が出店するという表現をされていましたが、ホームというところは、家なのでお店ではないですという意見は言わせていただいたけれども、そういった考えの業者の参入が大変多い印象を受けております。実際、開所したホームでも、ご飯の量やすごく質素なものしか出ないといった意見や、入っているみなさんが声をあげづらいところがあり、その辺りがしっかりチェックできる機能というか、注意していかなければいけないと思っています。数が増えてればいいということではないと、とても心配をしております。

あと、男女が一緒だったりとか、入られる方の権利であったり、安全が本当に守られているかというところなど心配しております。また障害福祉課の方でも、その辺りを考慮しながら、経営をやっていただけたらと思っています。以上です。

永田会長

少し聞きづらいところがあったので、間違っていたら、修正いただければと思いますし、ご説明いただければと思います。2 点ご意見をいただいたかと思えます。ひとつはグループホーム等の見込み量の件ですけれども、現在、企業等いろんなところが参入してきて質の確保という意味で、十分ではないところもあるのではないかと。数を増やすだけでなく質的なところの補償も十分チェックをしながら進めていただきたいというご意見だったかと思えます。まず 1 点目について、事務局からいかがでしょうか。

障害福祉課 加藤課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの加藤です。ご質問ありがとうございます。

グループホームの量だけではなく質も重要だというようなご意見だと思います。愛知県ではグループホーム整備促進支援制度というものを実施しております、グループホームの数の充実とともに質の向上もメインに、講演会でありますとか相談会を実施させていただいております。また、新設のグループホームに対しましては、アンケート調査を実施させていただきまして、事業者からはもちろん、入居されているご本人にも聞き取り調査させていただいて、心配なことはないか、不安なことはないかといったことをうかがわせていただいております。支援者もご本人もどちらも不安に思われていることはあると思しますので、ちゃんと個々に聞き取りながら、グループホームのコーディネーターがこういった相談に対応していることとしております。今後とも数だけではなく質の向上を目指しまして、整備促進事業を進めて参りたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

永田会長

2 点目ですが、権利が守られているのかということについてもきちんと見守って欲しいというようなご意見だったかと思えます。こちらについても、事務局から、よろしく願いいたします。

障害福祉課 加藤課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの加藤です。

先程グループホームのアンケート調査のことでお話させていただきました。高橋委員は、おそらくそれは別の日中活動系につきましても質というものが心配であるようなことであろうかと思っております。県といたしましては、サービス管理責任者等に対しまして研修を実施してございまして、権利擁護等につきましてもの観点も踏まえて、研修を実施させていただいております。また、研修制度については、国の制度改正があったばかりで、現在は、基礎研修会がありますが、今後は、実践研修という、新たな研修の枠組みもスタートいたします。そういった研修体系の変化に伴って研修は充実されていくものと思っておりますが、それを見守りながら、また必要な研修等考えて参りたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

永田会長

ありがとうございました。

また、他の委員の方からご意見があるところかと思いましたが、本日、もう一題、議題を予定しておりますので、一旦、次の議題に移らせていただき、また残りの時間を見て再度ご意見ありましたら、また取り上げさせていただきたいと思っております。また、後程ほど意見が改めて出てくる場合もあるかと思っております。そういった場合には、また事務局で取りまとめていただければと思っております。

15 議題 愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

永田会長

それでは、議題の2の方に次に移らせていただければと思っております。議題の2番目、愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて審議をいただきたいと思っております。事務局から、こちらについて、説明よろしくお願いたします。

障害福祉課 矢ノ口課長補佐

障害福祉課の業務・調整グループの矢ノ口と申します。

お手元の資料2「愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて」の説明させていただきます。

1 ページのI 法改正について を御覧ください。

1 「国における検討状況」につきましては、昨年6月、国の障害者政策委員会において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる障害者差別解消法でございますが、施行後3年の見直しに向けた意見がまとめられ、これを受けて、本年3月9日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、5月28日参議院本会議において全会一致で可決、成立し、6月4日に公布されました。

2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の概要ですが、

1 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

2 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

3 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

となっております、法に基づく障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に、差別解消のための支援措置の実施に関する基本的な事項を追記するとされています。

3 施行期日ですが、

公布の日の6月4日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされております。

次に4 基本方針の改定については、

6月28日に開催されました、第55回障害者政策委員会において、基本方針改定の審議の進め方を決定したところです。

資料10ページをご覧ください。左側に障害者差別解消法の施行に向けたスケジュールによりますと、障害者政策委員会において来年夏頃までに基本方針の改定案が示される予定となっております。

1ページにお戻りください。

II 条例見直しについては、障害者政策委員会における基本方針の検討状況を注視しつつ、障害のある方及び障害者団体や経済団体からの意見を十分お聴きしながら見直しの検討を進めてまいります。

今後につきましては、本障害者施策審議会にワーキンググループを設置いたしまして、8月以降、計3回ワーキンググループを開催し、条例見直しについて検討を進めていきたいと考えております。

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領（案）及び愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ構成員名簿（案）につきましては、11ページを御覧いただきたいと思いますが、お示しさせていただいておりますので、御承認いただきますようお願いいたします。

なお、ワーキンググループ設置の願いと共に、ワーキンググループ会長を配置しないといけないことから、永田会長をお願いさせていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

次に添付資料の説明といたしましては、

2ページには、令和3年6月4日付け内閣府政策統括官通知「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布について」

3ページは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の概要

4ページは、法改正の新旧対照条文

5ページは、一部改正法

6から9ページは、衆参議院内閣委員会における付帯決議

10ページは、障害者差別解消法改正の施行に向けたスケジュール及び障害者差別解消法に基づく基本方針の改定に向けた審議の進め方（案）

11ページは、愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領（案）及び愛知県障害者施策審議会ワーキング 構成員名簿（案）となっております。

資料2の説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

永田会長

説明ありがとうございました。

今回、障害者差別解消法の改定というとても大きな国な動きに合わせて県でも、条例を見直していこうという動きになっております。資料が大変多いものになっておりますので、配られております資料を見ただきながら、またご議論をいただければと思います。先ほど説明がありましたようにこの愛知県の条例の見直しにおいては、この施策審議会の下にワーキンググループを設置させていただき、より具体的に審議を進めていきたいと思っております。先ほどの福祉計画でもお話がありました権利を保っていくのをどのように保証していくのかというところに繋がる議論になっていくのではないかと考えております。こちらの条例の見直しにつきまして、ご意見ご質問等があればご意見を承りたいと思っております。よろしく願いいたします。

辻委員

愛知障害フォーラムの辻です。

今スケジュールの方ご説明いただいたかと思いますが、条例の見直しについて、いつまでに条例を見直すのか、教えていただきたいと思います。法律は3年を超えない範囲ということになっておりますが、この民間事業者の合理的配慮の提供義務化等につきましては、他の自治体ではもうすでに義務化されている地域もありますので、この条例をできるだけ早めに改正していただきたいと思います。

あともう1点、合理的配慮の提供義務化についてですが、やはり民間事業者の方も、かなり負担がある場合もあるかなと思います。滋賀県などでは点字メニューや簡易スロープの設置には、補助助成金という形で補助が出ております。ぜひ、愛知県におきましても、この合理的配慮の義務化について、事業所の方への負担軽減のためにも助成金等の支給をお願いしたいと思います。以上です。

永田会長

2点ご意見をいただいたかと思いますが、1点目はこの条例の見直しのタイムスケジュールについて確認をしたいということでした。先ほどのご説明だと、国の政策委員会での議論を踏まえてということもありましたが愛知県でどのような関係事項を進めていくのか、一部についてはすでに、取り組まれている自治体があるので早めにとできるところもあるのではないかなというご意見だったのではないかなと思います。事務局の方タイムスケジュールのことについてご回答お願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

障害福祉課 矢ノ口課長補佐

愛知県の障害福祉課矢ノ口でございます。

できるだけ早くという、委員の御要望はごもっともでございますが、私どもといたしましては、国の基本方針の改定の状況を見つつ、県としての改正についても丁寧な議論を進めていきたいと考えておりますので、今のスケジュールでいきますと、来年の6月議会ないし9月議会には提案できればと考えております。以上です。

永田会長

はい、ありがとうございます。1枚目に示されていますように本年度にかけて3回ワーキングを開催させていただき、この審議会でも議論させていただいて来年度、早い時期6月或いは9月の段階で議会に提出をする方向で進めたいというご意見だったかと思いますが。

また、国の状況もしっかり確認しながら県として今後のしっかり取り組んでいくための基盤になるかと思っておりますので、議論を進めさせていただければと思います。

もう1点ですが合理的配慮に関して、例えば、企業側もある程度は、準備や対応について、補助や後押しをするような施策が必要ではないかというご意見だったかと思いますが。滋賀県等はすでに行われているという情報もいただいたことになるかと思いますが。事務局の方はいかがでしょうか。

障害福祉課 矢ノ口課長補佐

愛知県障害福祉課矢ノ口でございます。

負担軽減ということでございますが、すいませんが即応しかねますので、今後の検討課題として、議論していきたいと思っております。以上です。

永田会長

はい、ありがとうございました。より円滑に進めていくための環境をどう整えていくのかということにも繋がるかと思います。引き続き検討の方よろしく願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。

個人的には、もちろんこの合理的配慮というものを進めていって欲しいけれども、何か法律を盾にとって、進めていくというのは、非常に心苦しいようなところもあると思いながら、この動きを見ています。ただし今、障害云々ではなく、社会的モデルの考え方を続けているのでその辺りから、やはり障害だけではなく、高齢者の方や外国人の方にもやさしい形をとっていってもらえるといいのかなと思っています。それからいろんな、問題が出てきたときに、たらいまわしになってしまわないような、そういう形をとってほしいのと、やはり先ほどのピアサポーターでもないですけども、障害のある方が実際に、その問題に取り組めるような形で、問題対応の時に障害当事者が入れてもらえるような配慮をしていただけるといいのかなと思っています。以上です。ありがとうございました。

永田会長

ありがとうございました。貴重なご意見だったかと思えます。障害者にかかわらず、私たち一人一人が生きやすい社会をどう作っていくかという流れの中で、考えていただけるとよいと思っております。また、いくつか検討していくにあたって当事者また御家族の方のご意見を聞きながら進めていただきたいというご意見だったかと思えます。こちら古家委員からのご意見に関して事務局からよろしく願いいたします。

障害福祉課 矢ノ口課長補佐

障害福祉課の矢ノ口でございます。貴重なご意見ありがとうございました。十分配慮して検討して参りたいと思えます。以上です。

永田会長

引き続きよろしく願いいたします。他よろしかったでしょうか。先ほど事務局からありましたように今回のワーキンググループの設置については、この施策審議会の承認事項となっております。11ページの要領またワーキンググループ名簿（案）をご覧ください。

先ほどの説明がありましたように、具体的な審議についてはこのワーキングで詰めていくことになるかと思えます。審議会の委員の先生方の中にもワーキンググループに入っていて、ご意見を相談しながら、予定していきたく思っております。このワーキンググループの設置、また、構成員に関しましてご承認いただけますでしょうか。委員の皆様方は、ご承認いただければ、挙手していただければと思えますがよろしいでしょうか。承認いただける方挙手をよろしく願いいたします。

ありがとうございました。それではご承認いただいたという形で進めさせていただきたいと思えます。

また、このワーキングの会長ですけれども先ほど事務局から説明がありましたように、皆様よければ、私が引き続き務めさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。それでは次に進みたいと思えます。

16 報告事項 第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び推進状況について

永田会長

次に報告移らせていただきます。第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び推進状況について、事務局からご説明よろしくお願いたします。

教育委員会 特別支援教育課 振興・就学グループ 鎌谷主査

愛知県教育委員会特別支援教育課振興・就学グループの鎌谷と申します。日頃は本課の事業に対しまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

資料3の1枚目を御覧ください。第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況について、抜粋して説明させていただきます。

はじめに、私からは、Iの幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の状況を説明いたします。

1(2)個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上を御覧ください。ここ数年、作成率は着実に伸びていますが、今後は通常の学級における作成率の向上に向けた取組を重点的に進めていきます。また、その下にあります支援情報の引継ぎ率ですが、中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に関する支援情報の引継ぎは、高等学校における通級による指導の制度化を受け、より一層重要となりますので、県としては、中高連携特別支援教育推進校研究の成果を市町村教育委員会や高等学校、中学校に還元し、引継ぎ率の向上を図ります

今後も、多様な学びの場における支援・指導の充実に向けて、取組を進めてまいります。

続いて、2(1)研修の充実を御覧ください。特別支援教育に関する研修会への参加率については、すべての教員が適切な支援・指導を行うための研修を受講するように取り組んでいます。引き続き、研修への参加の啓発に努めていきたいと思っております。また、教員の専門性の向上をめざして(2)特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上、(3)リーダーとなる人材の育成のための人事交流についても取組を進めてまいります。

3(1)小中学校への特別支援学級の設置について、小学校も中学校も学級数が増加しております。特別支援学級では、本人・保護者の意見等を踏まえて、障害種に応じた支援・指導を行えるように取り組み、今後も、特別支援学級を適切に設置していきたいと思っております。

(2)高等学校の通級指導教室の設置については、設置校数の拡大に取り組んでいます。高等学校における通級による指導のニーズを把握し、必要な環境等の整備の充実を図っています。

今後も児童生徒の教育的ニーズに適切に応えられるよう教育諸条件の整備に取り組んでまいります。

教育委員会 特別支援教育課 指導グループ 加藤補佐

次に、資料3の2枚目、IIの特別支援学校の実施状況について特別支援教育課指導グループ加藤からご説明いたします。

1の(2)医療的ケアの充実をご覧ください。各学校における医療的ケアを必要とする児童生徒数の増加とともに、医療的ケアの内容についても、複雑化・多様化・高度化しているため、適切な医療的ケアが実施できるよう、看護師の増員を図っております。

続きまして2 専門性の向上についてご説明いたします。特別支援学校教諭等免許状の保有率100%に向け、令和3年度採用教員から、特別支援学校教諭等免許状を保有又は取得見込みを受検資格としておりま

す。また、免許状未保有の教員全てに対しまして、取得に向けた計画を提出させ、県の認定講習や大学の公開講座などを受講して早期に免許状を取得するよう強く指導をするとともに、引き続き、愛知教育大学を始めとした県内の大学に現職教員に対する公開講座の拡充を要請するなど、すみやかな免許状取得に向けた環境づくりに努めております。

3つめといたしましては、知的障害特別支援学校の過大化による教室不足と肢体不自由特別支援学校の長時間通学の緩和を図るため、西尾市に本県初となる知的障害と肢体不自由の学級を併置する「にしお特別支援学校」を令和4年4月の開校めざして進めております。

最後に、4 就労支援の実施状況についてです。平成27年度から配置を進めております就労アドバイザーにつきましては、令和元年度に1名増員し、令和2年度も引き続き3名を配置し、新たな実習先や就労先の開拓、企業等とのよりよい連携の在り方について専門的に取り組んでいます。以上で説明を終わります。

永田会長

ご説明ありがとうございました。ただいま説明のありました、第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況につきまして、ご意見やご質問等があれば、マイクをオンにしてください。よろしく申し上げます。

水野委員

愛聴協の水野と申します。特別支援の内容の計画についてですが、以前、出された東浦町に聴覚障害者の特別支援学校が設立されるという話を聞いたことがあります。その内容については載っていませんので、計画が本当にあるのか、設立されるのか、疑問を持っております。これは、名古屋市千種聾学校の分校になるのかというようなそんな話も聞いております。小学部を卒業して、中学校は、どこに編入していくのか、名古屋聾学校に入るのか、そうではなくて、一宮聾学校の方に入っていくのか。曖昧なので、きちっとその情報がいただきたいですが教えていただければ幸いです。

永田会長

ご質問ありがとうございました。東浦の聴覚の聾学校の新設校ができるという計画があるのかまたその具体的なシステムや体制ついて、わかる範囲でご回答いただければと思いますが、事務局はいかがでしょうか。

教育委員会 特別支援教育課 加藤補佐

特別支援教育課指導グループの加藤でございます。ご質問ありがとうございます。

ご質問がありました、知多地区に新設を予定しております、聾学校の分校についてであります。委員ご指摘いただきましたように令和5年4月の開校を目指して現在進めているところであります。こちらの分校につきましては、東浦高等学校内に幼稚部と小学部を対象とした、千種聾学校の分校として開校する予定であります。小学部を卒業された方につきましては、在住の市町によるところがありますけれども、基本的には、名古屋聾学校に進学することとなります。まだ説明が足りないところにつきましては、これから開校に向けて、入学進学される方が困らないように努めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。知多地区の千種聾学校の分校として令和5年設置予定ということで、中学高校については在住の市町村にもよるけれども、名古屋聾学校の進学という形で体制を整えている予定ということだったかと思います。これから入学の考え方や支援を考える上でも大事な案件になってくるかと思えますので、確定したところで、公開できる内容については順次公開いただけると良いのではないかと思います。よろしくお願いいたします。その他いかがでしょうか。

糟谷委員

愛知県知的障害者育成会の糟谷でございます。

特別支援学校ですが、私の経験上で言うと、保護者がご意見をおっしゃるには、こういうところに行きたい、こういうところに一般就労をしたいとか、安城特別支援学校のことですけど、そういう保護者についてはいろんな情報を先生方もくださって、おとなしくて学校の言う通りにそこに行こうというような保護者はあんまり情報がないような何となくそんな経験がありまして、もう少し本当に生徒さんを見て、この子にはどういうところが本当に適切なのかというものを、もっときちんとしていただけるようお願いをしたいと思えます。

それと、岡崎特別支援学校に通っている肢体不自由の小学生の方が、安城に住んでいまして、今度、西尾特別ができたときに、安城に住所がある場合には西尾特別に自動的に行かなければいけないという話だそうです。それで、西尾に行きたくないというところで、その方は、岡崎に引っ越しすればそのまま岡崎特別支援学校に、通えるというところで、岡崎に引っ越しました。そういう、保護者さんもお見えになるということをお伝えしたいなと思えます。以上です。

永田会長

ありがとうございます。基本的には子供にとって何が一番大事なのかということ考えた形での就学とかサポートができればと思えます。学校ができますと新設に通うお子さんとそのままの学校に通うお子さんということが出てくるのが現状になっているかと思えますが、そのことについて、事務局から、何かありましたら御回答よろしくお願いいたします。

教育委員会 特別支援教育課 指導グループ 加藤補佐

ご意見を含めてありがとうございます。特別支援教育課指導グループの加藤でございます。

新たな学校を新設する場合に、通学区域の関係で、新しい学校にかわられる方、それから残られる方があります。通学環境や学習を改善するための新設校の設置になるわけではありますけれども、児童生徒ご本人、それから保護者の方の思いというのも大切にしながら、教育相談等を進めて参りたいと思えます。ご意見ありがとうございました。

永田会長

ありがとうございました。様々な意見をちょうだいしたかと思えます。今後の施策の体制の整備に役立っていただければと思えます。

永田会長

それではもう一つ、報告事項がありますので、そちらに移らせていただきたいと思います。

次に2021年度年度愛知県障害者施策審議会専門部会報告を柏倉委員からご説明をお願いいたします。

桜花学園大学 柏倉委員

よろしく申し上げます。桜花学園大学の柏倉です。

今年度の愛知県障害者施策審議会専門部会について報告させていただきます。

この部会は、2016年10月の手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーションツールの利用の促進に関する条例の制定を契機に設置され、条例推進のための取り組みを支援して参りました。

資料4をご覧ください。資料4の方に今年度の主な取り組みと、3回の部会の開催スケジュールがまとめられています。まず資料の今年度の主な取り組みについて説明をさせていただきます。

1つ目は、2021年度、普及する啓発事業です。今年度のこの事業は、企業向けの小冊子の作成並びにシンポジウムの開催を予定しております。社会福祉法人AJUが事業の受託者として選定されております。企業向け小冊子につきましては、障害当事者が日常的に接する機会が多い、小売り、金融、交通、この3業種向けに作成をしております。

内容としては、従業員が、障害のある方の対応を行う際に留意すべき事柄。これを中心に各障害の特性、具体的な配慮事項等を盛り込む予定でおります。専門部会において、各委員から、配慮事例についての情報をいただき、これを内容に反映させていただく予定でおります。

企業向けシンポジウムにつきましては、県内に事業所を有する企業担当者向けに、障害当事者団体等による配慮事項や取り組み紹介などを行うシンポジウムとして、10月27日、昭和文化小劇場で開催を予定しております。なお、先ほど2番目の議題にもありましたが、障害者差別解消法一部改正法が6月4日に公布され、今後民間企業におきましても、合理的な配慮の提供が義務化される。とても大きな変化がございます。シンポジウムの内容につきましては、この点について、企業担当者に徹底した御配慮をお願いしていくことをねらいにしていきたいと考えております。

2つ目は災害時情報連絡体制の市町村調査になります。条例では普及啓発のほか、災害その他非常事態の連絡体制の整備の主要な取り組みとしております。各市町村の災害時情報連絡体制等を調査し、調査結果を市町村にフィードバックして、情報共有を図るとともに、調査結果を踏まえて、今後の取り組みの検討を促していきたいと思っております。調査内容につきましては第2回の専門部会で審議する予定でございます。

3つ目は、コミュニケーション支援アプリの改修です。昨年度、専門部会で内容等を審議し、本年3月に開発・公開しました。このアプリにつきましては、6月現在、2521ダウンロードされているところになります。開発以降におきましても、利用者等の意見をもとに、必要に応じて、項目の追加などのシステム改修を行う予定としております。主な改修内容の1つ目は、ひらがな表示の機能です。知的障害や発達障害がある方で漢字を読むことが困難な方にもアプリを利用していただけるように、ひらがなボタンの配置。ひらがなボタンを押すと漢字表記をすべてひらがなに変換して表示されるような改修を行う予定でおります。改修内容の2つ目は、病院・薬局の項目の拡充です。現在、病院・薬局の項目が非常に乏しい内容になっておりますので、メディアでも紹介された、豊橋手話ネットワーク作成の薬に関する絵カードの内容を、アプリ内の項目に取り込むようなことも予定をしているところです。

次に資料の右側の部分になりますが、部会の開催スケジュールについて説明します。第1回につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、書面開催で行いました。第2回、第3回の開催方向につきましては

は、この感染状況を見ながら今後決定していく予定であります。専門部会の各会の審議結果につきましては、第2回のこの審議会で報告する予定であります。報告は以上となります。

永田会長

柏倉先生ご報告ありがとうございました。ただいま報告にありました愛知県障害者施策審議会の専門部会の報告について、ご意見等ありましたら、お時間の関係でお1人ぐらいになるかと思いますがいかがでしょうか。ご質問等あればマイクオンにさせていただければと思います。辻委員よろしくお願ひいたします。

辻委員

愛知障害フォーラムの辻です。

今日、水野委員もいらっしゃるのでも少し補足もお願いしたいと思ひますけれども、今ちょうど東京オリンピックが開催されているかと思ひます。開会式を見られた方も、たくさんいらっしゃるかと思ひますが、それこそ情報保障というところで、手話通訳は入っていませんけれども、多種多様それぞれ差別のないというところでいくと、そういう情報保障という、折角、愛知県には手話コミュニケーション条例がありますので、NHKだとかそういうところとしっかりと手話通訳や字幕をつけるように働きかけてはどうかと思ひます。そして、愛知県知事の記者会見についても、手話通訳はあるようですが、字幕がオンタイム、その場に出るような形ではなく、後から You-Tube で字幕をつけるような感じになっているかと思ひます。やはり、この辺りについてもできるだけ、情報格差が生まれないように取り組んでいただきたいと思ひます。最後ですが、部会について7月20日開催されたということで、書面開催だったんですね。この辺りについても折角こういう感じで、会場とオンラインのできるのであれば、こういうどちらか選べるような開催の仕組みをされたらどうかと思ひます。以上です。

永田会長

はい、ありがとうございました。まだまだ情報を伝えるというところについて、配慮が十分でないところがあるのは実際オリンピックの状況を見てもそうかと思ひます。愛知県知事の会見については、今後検討の余地があるのかなとご意見いただきながら思ひました。また、審議会の開催方法についてのご意見いただいたことになるかと思ひます。こちらは、事務局から、少しご意見ご回答お願ひできればと思ひます。よろしくお願ひします。

障害福祉課 坂上担当課長

事務局の坂上です。ご意見ありがとうございます。

専門部会では、いろいろと情報保障が必要な部分がございます、感染状況もあり、1回目は書面開催とさせていただきます。こういった形でやれるっていうのも確かにございますので、次回以降、感染状況をみながら、しっかりと対応していきたいと思ひます。

先ほどお話のございました知事の記者会見、手話通訳は、昨年からつけさせていただいておりますけれども、字幕ですね、なかなかリアルタイムというのは、難しいとは思ひますけれども、できるだけ早い段階で字幕をつけられるように、今、県庁内部で検討を進めておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思ひます。ありがとうございました。

永田会長

はい。ありがとうございました。この審議会の専門部会で様々なご検討いただけるようなことが具体的に進んでいるところかと思えます。より活発な議論をして、この専門部会での議論が進むような形で、また部会の開催方法についても検討いただければと思います。

それでは、まだ意見交換をされたい方もいらっしゃるかと思いますが、お時間も終了の時間も迫って参りましたので、本日の会議はこれもちまして終了とさせていただければと思います。事務局におかれましては、今日出ましたご意見やご質問をもとに、障害者支援施策の一層の推進を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。それでは司会については事務局の方に一旦お返ししたいと思えます。よろしく願いいたします。

18 閉会

障害福祉課 立花課長

障害福祉課長の立花でございます。

本日はお忙しい中を長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。本日いただきました多くの貴重なご意見、ご提言につきましては、しっかり事務局で検討を行い、施策に反映させて参りたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

以上で、2021年度第1回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 _____ 印 _____

署名人 _____ 印 _____